就職支度金制度について

1，就職支度金

① 当法人の事業所に実際に従事した本人が試用期間 3 カ月を経過し常勤理事会で正式採用を承認された日の属する月の翌月の給与支給日に支給する。

② 本人が申請書を所属長の許可印を経て総務部へ提出する。

1）医師、病院看護師【夜勤可能】	—100,000 円
2）介護福祉士及び看護師、准看護師	—80,000 円
3）ヘルパー２級、初任者研修制度修了者	—40,000 円
4）介護の無資格者（夜勤あり）、ナースエイド（夜勤あり）	—30,000 円
5）（夜勤なし）有資格・無資格者、１日パート	—10,000 円
6）　〃　半日パート	—5,000 円
7）（夜勤あり）ナースエイドパート	—20,000 円

＊2）～6）は地域密着型事業所勤務但し通所介護は除く。

＊2）～4）は常勤。

2：「勤務継続 1 周年記念手当」

① 当法人の事業所に実質 1 年間継続勤務し、本人も継続して当法人内の事業所に従事することを所属長が確認できた場合、所属長と本人が申請書を以って常勤理事会に申請する。

② 承認された日の属する月の翌月の給与支給日に支給する。

③ 手当は就職支度金と同等とする。

3，期間

看護師は同年度内 10 人までとする。

4，備考

①支給原資は、介護は処遇改善加算、看護師、ナースエイドはベースアップ評価料からとする。

②介護従事者以外は常勤のみ、ただし医師は別途検討する。

以上

2021 年 11 月 9 日　第 9 回常勤理事会
2023 年 2 月 28 日　第 17 回常勤理事会
2023 年 10 月 10 日　第 7 回常勤理事会
2024 年 6 月 11 日　第 24 回常勤理事会